

令和 2 年 1 月 5 日 開催

箕輪町農業委員会 33 回総会

会 議 錄

1. 開催日時 令和2年11月5日(木) 午後2時15分から午後3時45分

2. 開催場所 役場3階講堂

3. 出席委員(22人)

会長	柴 恒年
会長代理	議席1番 向山 勝一
委員	2番 向山 壽美治
	3番 北條 真一
	4番 代田 三男
	5番 井口 雅文
	6番 日野 正章
	7番 大槻 博文
	8番 藤田 久一
	9番 根橋 英夫
10番	原 美鈴
11番	関 幹子
12番	鈴木 健二
13番	原 義久
15番	小林 正俊
16番	唐澤 太美男
17番	春日 初
18番	藤森 英雄
19番	櫻井 克也
20番	白鳥 善文
21番	藤澤 昭二
22番	金澤 博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋 英人
事務局次長	丸山 敦
事務局書記	濱 麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第8 報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について

局 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。
ご起立をお願いします。あけましておめでとうございます。
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。
(農業委員会憲章の唱和)

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にしていただくようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

ご苦労様です。今日は、農業委員として初の営農型ソーラーの施設について議題となります。本日の朝冷え込み、自宅の気温系で、-1.7度であった。また、信毎の記事でもみじ湖の紅葉がきれいに出ていた。午前中現地確認で町内回ってきたが、農業も終盤を迎えていた。例年、12月に令和3年度の米穀の配分を行うところ、今回は、11月に行われる。減反政策をしっかりと示されるのではと感じている。また、本日の区長会において、農業委員、推進委員の募集について説明を行われ、いよいよ募集が始まるので、各委員さんは、各地区の対応をお願いします。

本日は、営農型について、[REDACTED]さんに総会に来ていただくこととなっているので、最初に協議会から始めていきたいと思います。

(協議会部分は、省略)

局 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいいたします。

議 長

ただいまから第33回総会を開会いたします。本日の出席者ですが、現在22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

10月の経過報告について申し上げます。

10月第32回総会を10月5日（月）に行い、農地法第3条1件については、総会後6日付けで許可書を交付しました。農地法5条の転用審議案件7件については、総会後6日付けで許可書を交付しました。その他につきましては、経過報告を見ていただきたいと思います。

議長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

12番原義久委員・1番向山勝一委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての、1番、2番を議題とします。

事務局より説明を求めます。なお、本案件について、[REDACTED]さんに来ていただいておりますので、ここで入室を許可します。

事務局

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について1番、2番について説明をいたします。

福与地区での営農型太陽光発電施設に伴う一時転用の案件になります。

農地は、[REDACTED] 地目「畠」 [REDACTED] m²

[REDACTED] 地目「畠」 [REDACTED] m² の2筆。

農地区分は農振農用地の農地となります。

営農型太陽光発電施設については、支柱部分のみ一時転用となるため、2筆で0.88 m²の一時転用となります。

転用期間は、許可日より3年となります。

ソーラーシェアリング事業については、国が推奨している事業であり、田中氏はご自身の今まで耕作されていなかった農地について太陽光発電の収入を得て営農していきたいと考え計画されております。

本人は、耕作の経験はありませんが、ソーラーシェアリング協会によりリモートでの営農指導や、JAの組合員になり、JAの担当者からも指導いただきながら行つていきたいとのことです。

別添資料をそれぞれの農地毎で付けてありますが、太陽光発電施設について下部農地ではポット型のブルーベリー栽培を計画。ブルーベリーは、43.3%から54%で光合成光飽和点であり、計画では、遮光率37.7%で62.3%の光が確保されており問題ないと判断しております。

発電出力は、[REDACTED] は、パネル [REDACTED] kW 売電単価 [REDACTED] 円

[REDACTED] は、パネル [REDACTED] kW 売電単価 [REDACTED] 円となっております。

また、5年目以降の収支の状況で [REDACTED] 円の収益の計画となっております。収量についても、地域の10aあたりの収量は、247kgに対し、5年目で [REDACTED] kgの計画となっており、収量としても計画段階では問題ないと判断しております。

ソーラーシェアリング事業は、地域の平均的な単収の8割を切ってはならないとされており、農業委員会としても、今後申請地の動向を確認することとなります。位置図は、1ページ、8ページになります。

議案第1号1番、2番についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。ここで、地区の委員からの報告をお願いしたいと思います。1番、2番案件につきまして、井口委員。

井口委員

本案件について、[]より、まず地元区に話がありました。地元区で説明会を開催し、その中で説明をいただいた。また、地元区と協定書が取り交わされ、地元の同意を得ている。営農型は町内初の取り組みであり、話があった当初は、心配であったが、営農者の田中さんの説明を受け、また、伊那市での同様の施設を見る中で、問題ないと判断している。

議長

ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

根橋委員

根橋委員

わたくしも太陽光については、興味があるが、今回資料の中には、営農部分の収支が乗っているが、売電価格 [] 円で収入としてどのくらいになるのか、わかつたら教えていただきたい。

また、営農型太陽光発電施設の下部農地での栽培する作物については、地域の10アールあたりの収量の8割を下回ってはいけないが、今回の計画では、大幅に収量が5年後の段階で見込まれているが、収穫等の体制としてはどんな考え方か。

田中氏

1年の天候によって変動しますが、シミュレーションの数字となりますが、1筆[] 円の収入を見込んでおります。

先ほど事務局次長の説明でもありましたが、自分自身耕作の経験がないため、これから教わりながらやっていきたいと考えております。

収穫期が一番大変であるとの認識でいますが、私自身が中心となり、後は、家族、また、福与地区の雅秋園さんにも声をかけていますし、地元福与の方にもお願ひしたいと考えている。

議長

他にありますか。

議長

今の説明でもありましたが、本当に大丈夫ですか

田中氏 はい。私自身でやっていきたいと考え計画しております。

議長 今まで農業の経験がないわけですが、今回やりたいとなったのは、太陽光発電があり計画したものでは無いですか。

田中氏 そういうことではなく、自分自身相続で受けた農地であるが、今回の計画地については、荒れていたこともあり、地元の方に迷惑をかけてきていたがそういうところをどうにかしたいと考えていて、今回たまたま、ソーラーシェアリング協会と話す機会があり、計画することになった。

私自身農業の経験がなく、土をいじったり等不安な部分もあった中で、営農型太陽光発電施設としての農業経営について興味があり、ソーラーシェアリング協会に相談したところ、初心者でも取り組みやすいということで、今回のポット型のブルーベリー栽培について紹介いただき、自分自身実際取組を行っている方からも話をきいたり、千葉県の市原市へ行って実際に見る機会を得て、自身としてもやりたいとの思いになった。

議長 ブルーベリーの種類については何を作るか決まっていますか。

田中氏 ブルーベリーについては、収穫時期はとにかく大変であると聞いている中で、収穫期を考慮し、7種類で考えている。

議長 自身も自家用にブルーベリーを栽培しているが、品種によっては、寒さに弱い品種もあるが、寒さ対策は何か考えているか。

千葉と比べ、この辺は非常に寒い、ポットにした場合に寒さに耐えられるかどうか。

田中氏 自分に知識がないので、そういうアドバイスは非常にありがたい。当然寒さに強い品種を考えているが、今回のアドバイスをソーラーシェアリング協会に聞いて対策をしていきたいと思います。

議長 皆さんほかに何かありましたらお願いしたいと思います。

鈴木委員 今回の話が出た中で、現地を確認に行った際、福与絶景スポットとの看板があつたが、そのあたりの質問等はなかったか。

井口委員 今回話が出てまず景観についての心配する声は出されたが、伊那市の現場を見たりしてくる中で問題ないと判断になった。

議長

他にありますか。

関委員

下には、伊那市のような防草シートを敷く考えなのか。また、その場合雨水は浸透していくのか。

田中氏

浸透もしますが、今回の計画では、西と東に土側溝を掘る計画となっております。

議長

他にありましたらのお願いしたいと思います。

議長

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。■さん本日はありがとうございました。

■ 退席

採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長

異議なしと認めます。よって第1号議案の1番、2番については認めるに決定しました。

続いて第1号議案の3番についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の案件について説明します。

申請地は、■ 地目「畠」面積 ■ m²です。

住宅敷地の拡張および家庭菜園としての計画です。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い農地、消極的2種農地、第2種農地に該当。

申請者は、息子さんの結婚に伴い住宅の増築を計画しております。

位置的代替性がないため転用はやむを得ないと事務局は判断しております。

位置図は、14ページとなります。

議長

事務局の説明がありました。この件につきまして地区の委員から報告をお願いします。大槻委員

大槻委員

事務局の説明のとおりであります。

議長

ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議長

異議なしと認めます。よって第1号議案の3番については認めることに決定しました。

日程第3議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による住宅用地に伴う申請です。本案件は計画変更（従前許可は、昭和56年1月20日、店舗倉庫用地としての計画）

売買価格は [] 円です。

土地の所在は、[] 地目は「畠」面積 [] m²

[] 地目は「畠」面積 [] m² 計 [] m²です。

申請人は、現在県道沿いに住んでいるが、静寂で閑静な場所に住みたいと候補地を探していた。申請地は希望に合致していたため計画。

譲渡人は、夫が取得したが、他界し事業実施ができなかった。

農地区分は、市街化近接区域内で、概ね10ha未満の農地で、第2種農地に該当。位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

位置図は、20ページになります。

2つ目の案件です。売買による住宅用地に伴う申請です。本案件は計画変更（従前許可は、昭和57年7月20日住宅用地として計画。）

土地の所在は、[] 地目「畠」面積 [] m²です。

申請人は、現在両親と一緒に暮らしているが、家族が増え手狭なため、実家近くの申請地に住宅を計画。譲渡人は、計画地を取得したが、急激な社会情勢の変化により資金繰りができなくなり計画を断念していた。

農地区分は、市街化近郊区域内の農地で、概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。

売買価格は [] 円です。

位置図は、24ページになります。

3つ目の案件です。売買による宅地造成地（6区画）としての申請です。

売買価格は、[REDACTED]円となっております。

土地の所在は、[REDACTED]地目「畠」面積[REDACTED]m²です。

農地区分は、用途地域内、第1種中高層住居専用区域、第3種農地に該当。

申請人は、長野県下円で住宅用地を購入、造成販売等を営んでおります。申請地周辺は住宅地となっており、国道にも近いため交通の便もよく、また、学校等の公共施設も近く、地元住民にも人気が高いことから住宅地として供給性が高いと判断し計画。

位置的代替性も無いため、転用もやむなしと判断します。

位置図は、29ページになります。

4つ目の案件です。売買による、店舗用地に申請です。

土地の所在は、[REDACTED]地目「田」面積[REDACTED]m²

[REDACTED]地目「田」面積[REDACTED]m² 計[REDACTED]m²

申請地は、現在コンテナ販売を生業としており、申請地は商業施設二人節しており、交通事情もよく、最適な場所で、市場調査の結果当該地域での販売が見込めるため取得し計画。

譲渡人は、遠隔地に居住しており、管理ができない状況であり、土地の有効活用のため計画に賛同し売るこことを決めた。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い消極的2種農地で、第2種農地に該当。

売買価格は、[REDACTED]円となります。

位置図は、34ページとなります。

5つ目の案件です。売買に伴う作業所併用休憩所、車庫、駐車場用地に伴う申請（計画変更令和元年9月6日 資材置場、駐車場用地の計画）です。

土地の表示は、[REDACTED]地目「畠」面積[REDACTED]m²です。

申請者は、現在両親と同居しているが、仕事の関係（自動車整備士）の資格があるので、自分の車、家族の車などのメンテナンス・整備を行いたいと考え、申請地を取得することとした。譲渡人は、建築業が廃業となつたため、資材置場が必要なくなったため、申請人の計画に賛同する形で売ることとした。

売買価格は、[REDACTED]円です。

農地区分は、市街化近接区域内の農地で概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。

位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、39ページです。

6つ目の案件です。売買による駐車場用地のとしての計画です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「畠」面積 [REDACTED] m²です。

譲渡人は、相続で受けた農地を耕作ができないため処分しており、今回隣接地に住んでいる申請人に話をしたところ、駐車場用地として取得してもらえることとなつたため、計画。

売買価格は、[REDACTED] 円です。

農地区分は市街化近接区域内の農地で概ね 10 ha未満の農地、第 2 種農地に該当。位置図は、43 ページです。

7 つの案件です。売買による、住宅用地の計画の申請です。

土地の所在は、[REDACTED] 地目「田」面積 [REDACTED] m²です。

申請者は、現在借家住まいであり、住宅を建設したいと、候補地を探していた。

譲渡人は、高齢のため、耕作を行えず、申請地についても管理ができない状態であつたため、売ることとした。

売買価格は、[REDACTED] 円となります。

位置図は、46 ページとなります。

8 つの案件です。使用貸借による住宅用地としての申請です。

本案件は、農振除外が決定したことに伴い申請となります。

事業計画者は、現在伊那市内のアパートで暮らしているが、住宅を建設したいと考えていたところ、叔父さんから土地を無償で貸すからそこに家を建てないかと提案をいただいた。

叔父さんの自宅は、母の実家にあたり、叔父さんは独身のため、後継者がいないため、自身の将来に備え甥に近くで暮らして生活や農業経営をサポートしてくれることに期待し貸すことを提案した。

農地区分は、概ね 10 ha 以上の一団の農地を形成した良好な営農条件を備えている第 1 種農地に該当。既存集落に接続して計画されており、農転もやむを得ないと判断。

位置図は、50 ページです。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。

1 番の案件について唐澤太美男委員。

唐澤委員

10/10 に[REDACTED] より説明。農業には向かないところ。事務局の説明のとお

- りであります。
- 議長 2番・7番の案件について、大槻博文委員。
- 大槻委員 3番について、10/1 [] より、現地にて説明を受けた。辰野境の農地。内容は事務局の説明のとおりです。
- 7番について、10/10 [] より現地で確認。土地所有者からは農地相談を受けていた土地。問題ないと思われる、
- 議長 3番の案件について、北條眞一委員。
- 北條委員 昔果樹園だったところ。事務局の説明のとおり、住宅地としては最適な場所であり、問題ないと思われます。
- 議長 4番の案件について、藤澤昭二委員。
- 藤澤委員 10/17に[] より説明を受けた。内容は事務局の説明のとおりであります。
- 議長 5番・6番の案件について、藤田久一委員。
- 藤田委員 5番について、10/17に[] より説明を受けた。現所有者は岡谷より通っていたが維持管理ができなくなったため手放すことにしたとの話。
- 6番について、10/18 中坪行政書士より説明。内容は事務局の説明のとおりであります。
- 議長 8番の案件について、井口雅文委員。
- 井口委員 事務局の説明のとおりであります。3名の方が来て説明を受けた。農振除外をした土地であり、問題ないと思われる。
- 議長 ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。
(「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議長

異議なしと認めます。よって第2号議案については認めることに決定しました。日程第5議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間にに入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1ページは、総括表となります。

田 7,134 m² 畑 124,349 m² 計 131,483 m² であります。

2ページから11ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和2年11月9日から令和12年12月31日までの10年間となります。

12ページから16ページは、借り手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第3号 農地中間管理事業分に関する説明は以上となります。ご審議お願いします。

議長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり認めることに決定いたしました。日程第5議案第4号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

1ページは、総括表となります。

田 11,455 m²、畑 9,965.5 m² 計 21,420.5 m²

2ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第6 報告第1号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和2年9月から10月に受け付けた内訳になります。6件 解約の届出がありました。それぞれ次期耕作者が決まっている案件となります。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

報告第1号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第1号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第7 報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の令和2年9月から10月の受付分になります。全部で10件ございました。

町内在住の方となります。複数筆ある状況でありますので、地元の農業委員さんも注意してみていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

報告第2号につきましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

報告第2号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思います。

続きまして、日程第8 報告第3号について を議題といたします。

事務局

事務局の説明を求めます。

報告第3号 農地法第29条第16項の規定による認定電気通信事業者による携帯基地局設置のための届出について説明します。

農地法施行規則第29条に農地転用許可不要と認められている事業者による届出となります。

議案書の最後に総務省の電気通信事業認定通知書と、全部認定書の写しを付けてありますが、こちらの認定をいただいた事業者が行う携帯基地局設置については、農地転用許可が不要となっております。

今回の所在は、[REDACTED] 地目「畠」 面積は [REDACTED] m²となります。

携帯基地局設置について話があり、本届の提出を許可申請に代わり提出いただいたものになります。

議長

報告第3号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は举手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しitいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特ないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会長

12番

1番